

一般社団法人日本私立看護系大学協会選挙管理委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本私立看護系大学協会役員候補者選出規程第2条に基づき、一般社団法人日本私立看護系大学協会（以下「本法人」という。）選挙管理委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙管理委員会）

第2条 選挙管理委員会は、選挙管理委員を委嘱された3名の正会員により構成される。

2 選挙管理委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選により定める。

3 選挙管理委員は、被選挙人を兼ねることができる。ただし、所属する当該地区及び監事の開票に立会うことができない。

（任期）

第3条 選挙管理委員の任期は、理事会により委嘱された日から、役員候補者名簿を理事会へ提出する日までとする。

（任務）

第4条 選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行なわれるように配慮しなければならない。

2 選挙管理委員会は次の業務を行う。

（1）選挙に関する公示

- ① 理事会で決定された地区毎に選出すべき理事・監事の数を確認する。
- ② 選挙日程を定め正会員へ公示する。
- ③ 選挙人及び被選挙人を確認し、選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成し、被選挙人名簿を選挙人に提示する。名簿には、氏名、所属校、役職を記載する。
- ④ 理事候補者の選挙人・被選挙人名簿は、役員候補者選出規程第4条に定める区分け毎に作成する。
- ⑤ 監事候補者の選挙人・被選挙人名簿は役員候補者選出規程第8条により作成する。

（2）候補者獲得票数の確定

- ① 投票総数を確認する。
- ② 候補者毎に得票の集計を行う。

（3）選挙結果の報告

- ① 役員候補者に当選の旨を通知し、その承諾を得る。候補者が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げる。
- ② 補欠監事候補者にその旨を通知し、その承諾を得る。
- ③ 理事次点者にその旨を通知し、その承諾を得る。
- ④ 選出された役員候補者及び補欠監事候補者の名簿を理事会に提出し、理事次点者を理事会に報告する。

（4）その他選挙事務の管理に必要な事項

（選挙管理委員会の事務）

第5条 選挙管理委員会の事務は、本法人事務局が行う。

2 本法人事務局は、投票データを厳重に保管する。

3 投票データの保管期間は、2年とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て会長が行う。

附 則

この規程は、平成29年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。